

その二

選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

(あて先) 米沢市選挙管理委員会委員長

申出者 氏名 米沢太郎後援会 会長 吾妻一郎

住所 米沢市金池〇丁目〇番〇号

金池第二庁舎前ビル 2 階

(電話番号) 〇〇 - 〇〇〇〇

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(記載例)

政治活動（選挙運動）のため、
政治団体が閲覧申出をする場合

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。） 米沢太郎後援会会員名簿の整理のため など
3 閲覧者の氏名及び住所	氏名 小野 小町 住所 米沢市小野川町 〇〇〇〇番地の〇 ※書ききれない場合は、別紙（任意様式）に閲覧者全員の氏名及び住所を記載すること。なお、記載した者全員の身分が証明できる書類が必要です。
4 閲覧事項の管理の方法	（閲覧体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。） 管理は金池〇丁目〇番〇号米沢太郎後援会事務所内の金庫にて保管、廃棄の時期は〇〇年〇〇月〇〇日、廃棄の方法は焼却処分による。
5 閲覧対象者の範囲	米沢市の全投票区の選挙人 後援会名簿に記載された者（〇〇〇人）
6 閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。） 3の閲覧者は、米沢太郎後援会会長吾妻一郎が閲覧者として指定する者で、米沢太郎後援会の構成員である。

申出者が公職の候補者等であるとき

7 立候補しようとする選挙の種類	（現職の場合は、その職名も併せて記載すること。）	
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第 28 条の 2 第 4 項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	

申出者が政党その他の政治団体であるとき

9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	米沢太郎後援会事務局長 米沢太郎後援会の構成員である〇〇〇〇及び△△△△（氏名）	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第 28 条の 2 第 7 項の規定による申出を <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
備 考	(添付書類について記載すること。 げる政治活動の実績を示す。) 閲覧で知り得た情報を、後日、申出団体以外の法人が取扱う場合は、別紙様式（その四）に取扱う法人等を記載して提出する必要があります。	
※申出の際は以下の資料の添付が必要です。 1 (必須) 政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定による政治団体の届け出書の写し		

2 (申出団体に公職の現職にある者が所属している場合は不要)

政治団体の実績を示す資料

団体の予算書・事業計画書の写し、前年度収支報告書の写し、定期的に発行する機関誌・会報等

(以下記載例)

添付書類

- ・政治団体の届出書の写し
- ・政治活動の実績を示す資料の添付を省略する。

(公職にある者) ○○ ○○ 米沢市議会議員

備考

- 1 この様式は、法第 28 条の 2 第 1 項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 2 上記の欄 8 及び 10 中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
- 3 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

承認法人に関する申出書

年　月　日

(あて先) 米沢市選挙管理委員会委員長

申出者

政党その他の政治団体の名称 **米沢太郎後援会**

代表者の氏名

会長 吾妻一郎主たる事務所の所在地 **米沢市金池〇丁目〇番〇号****金池第二庁舎前ビル2階**

(電話番号)

〇〇 - 〇〇〇〇

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	〇〇リサーチ株式会社
2 法人の代表者の氏名	〇〇 〇〇
3 法人の主たる事務所の所在地	米沢市〇〇町〇丁目〇-〇
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。) 約500件もの閲覧事項を、短期間で情報整理するためのノウハウが確立されている。また、目的外使用、第三者提供などの防止策も講じられており、法人に対する信用性がある。
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	〇〇リサーチ株式会社総務部調査課
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体窓に記載すること。) 法人内のシステムにて管理、廃棄の時期は〇〇年〇〇月〇〇日、廃棄方法はデータ削除による。
7 閲覧者に関する事項	(法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。) 閲覧者である〇〇リサーチ株式会社総務部調査課調査員は、〇〇リサーチ株式会社が指定する者である。

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。